

埼玉県県税啓発広報事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は県税の円滑な賦課徴収を図るため、県税に関する普及啓発及び啓蒙活動等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、県税の円滑な賦課徴収に資する普及啓発及び啓蒙活動等で、次に掲げる事業とする。

- (1) たばこの県内購入促進に資する事業
- (2) 「税についての作文」への応募推進に資する事業

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、中小企業等協同組合法又は納税貯蓄組合法に基づき設置され、県内に所在して前条に定める事業を実施する団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象経費及び経費区分)

第4条 補助の対象となる経費及びその区分は、第2条に規定する補助対象事業の種別に応じて、別表1のとおりとする。ただし、これらの経費のうち、他の財政支援制度等による歳入がある分は補助対象外とする。

(補助率及び補助上限額等)

第5条 補助の対象となる経費に対する補助率及び補助上限額は、第2条に規定する補助対象事業の区分に応じて、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条第1項の交付申請書を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(添付書類の省略)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定)

第8条 知事は、第6条の規定により交付申請書の提出があったときは、事業内容の審査を行い、補助金の交付を適当と認める場合は補助金の交付を決定するとともに、補助事業者に対して、交付決定通知書を交付する。

2 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請等)

第9条 規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象事業の重要な部分に関するもの以外の変更とする。

3 知事は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容を承認する場合には、様式第4号の変更(中止・廃止)承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事から要求があったときは、事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了(補助対象事業の中止又は廃止の場合を含む。)後30日以内、又は当該補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、実績報告書と関係書類を知事に提出しなければならない。

2 規則第13条に基づく実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、規則及び予算の定めるところに従い、補助金の交付を適当と認める場合は補助金の額を確定するとともに、補助事業者に対して、交付額確定通知書を交付する。

2 規則第14条に基づく交付額確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の請求方法)

第13条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとする場合は、様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。

2 前項の請求書の提出は、概算払にあつては第8条の交付決定通知書を受理した後に、精算払にあつては前条の交付額確定通知書を受理した後に、提出するものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	区分
たばこの県内購入促進に資する事業	たばこの県内購入を促進するために要する経費のうち、補助対象団体が負担する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷費 ・物品購入費 ・郵送費 ・会場費 ・その他事業の実施に必要な経費
「税についての作文」への応募推進に資する事業	租税教育の一環として「税に関する作文」事業を推進するために要する経費のうち、補助対象団体が負担する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷費 ・物品購入費 ・郵送費 ・会場費 ・その他事業の実施に必要な経費

別表 2

補助対象事業	補助率	補助上限額
たばこの県内購入促進に資する事業	1 / 2	予算の範囲内において知事が定める額
「税についての作文」への応募推進に資する事業	1 / 2	予算の範囲内において知事が定める額

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____

様式第1号（第6条関係）

年度埼玉県県税啓発広報事業補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

住 所

事業者名

代表者名

埼玉県県税啓発広報事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容	
2 交付を受けようとする補助金の額	
3 補助対象経費の配分及び使用方法 ※記載しきれない場合は別紙とすること	
4 補助事業の完了予定期日	
5 補助事業の遂行に関する計画	
6 希望する支払方法	概算払 ・ 精算払

7 関係書類

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 決算書（直近のもの）
- (4) その他参考となる資料

様式第2号（第8条関係）

年度埼玉県県税啓発広報事業補助金交付決定通知書

税 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

年 月 日付で申請のあった埼玉県県税啓発広報事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額：金 円
- 2 支払方法：概算払・精算払
- 3 交付の条件
 - （1）この補助事業は、貴団体の行う事業に対して交付するものである。
 - （2）事業内容を変更（軽微な変更は除く。）又は中止若しくは廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）事業の効果を検証し、評価を行うこと。

様式第3号（第9条関係）

年度埼玉県県税啓発広報事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

住 所

事業者名

代表者名

年 月 日付け税第 号で補助金の交付決定を受けた、 年度埼玉県県税啓発広報事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、埼玉県県税啓発広報事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

区 分	変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止
1 変更等の内容 ※変更の場合は変更前後を対 照させるほか、具体的に記 述すること。	
2 変更等の理由	
3 備 考	

様式第4号（第9条関係）

年度埼玉県県税啓発広報事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

税 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

年 月 日付で申請のあった、年度埼玉県県税啓発広報事業補助金変更（中止・廃止）承認申請については、下記のとおり承認する。

記

1 交付金額

変更前：金 円

変更後：金 円

2 交付の条件

- （1）この補助事業は、貴団体の行う事業に対して交付するものである。
- （2）事業内容を変更（軽微な変更は除く。）又は中止若しくは廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業の効果を検証し、評価を行うこと。

様式第5号（第11条関係）

年度埼玉県県税啓発広報事業補助金実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

住 所

事業者名

代表者名

年 月 日付け税第 号で補助金の交付決定を受けた、 年度埼玉県県税啓発広報事業補助金に係る事業実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額：金 円
- 2 補助事業の実施期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 補助事業の成果
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項

様式第6号（第12条関係）

年度埼玉県県税啓発広報事業補助金交付額確定通知書

税 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

年 月 日付け税第 号で交付決定した、年度埼玉県県税啓発広報事業補助金
については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき、年 月 日付け
で提出のあった実績報告書等により、交付額を下記のとおり確定したので通知する。

記

- 1 補助金の確定交付額：金 円
- 2 補助事業の実施期間：年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第7号（第13条関係）

年度埼玉県県税啓発広報事業補助金交付請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

住 所

事業者名

代表者名

年 月 日付け税第 号で補助金の 交付決定 ・ 額の確定 を受けた、 年
度埼玉県県税啓発広報事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額：金 円

2 振込先口座

(1) 金融機関名：

(2) 支店名：

(3) 口座の種類： 普通 ・ 当座 ・ その他

(4) 口座番号：

(5) 口座名義：

(6) 口座名義（フリガナ）：